

15:00 発出

目子保第195号

令和2年4月8日

目黒区内認可保育所在園児童の
保護者の皆様へ

目黒区子育て支援部

保育課長 大塚 浩司

(公印省略)

登園自粛期間の延長に伴う保育料等の取扱いについて

日頃より、本区の保育行政にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

現在、目黒区認可保育施設では新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご家庭で保育が可能な方については、ご家庭での保育にご協力いただくよう、3月10日から5月6日までを登園自粛期間としているところです。さらに、都内感染者が急増している状況の中、令和2年4月7日に内閣総理大臣より「緊急事態宣言」が発表されました。

それに伴い、保育料の減額措置等の取扱いについて以下の通り変更いたしますので、ご確認ください。引き続きご負担をおかけいたしますが、今後とも感染拡大予防に向けて一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 対象期間

令和2年3月1日～令和2年5月31日まで

2 保育料の減額・免除

登園自粛等により一日でも欠席された場合の令和2年3月から5月分の保育料及び区立保育園の延長保育料については、月を単位に日割り計算による減額を行います。また、登園自粛により一日も保育施設を利用しない場合は、当該月の保育料を免除します。

※ 登園した日は延長利用の有無にかかわらず、延長保育料の日割りの対象となりません。

3 欠席日数の把握について

保育園を通じて登園自粛等による欠席日数を確認します。

※登園自粛による減額・免除の適用を受けるにあたり、保護者の手続きは特に必要ありません。

4 減額・免除する保育料の算出方法

【減額】月額保育料×その月の登園自粛等により欠席した日数÷25

【免除】当該月の月額保育料を全額免除

※登園自粛期間と里帰り出産や児童の病気による休所期間が重複する場合の保育料については個別に計算し、金額がより低くなる算出方法を適用します。

5 保育料の還付方法等

令和2年3月から5月分の保育料は通常通り徴収し、減額・免除分については6月以降の保育料に充当します。4月以降に保育料が生じない方については、後日還付に関する通知をお送りします。

また、地域型保育事業（小規模保育及び事業所内保育等）をご利用の場合も同様ですが、保育料の徴収は施設で行うため、還付方法等は施設にお問い合わせください。

区外から通園している方は、在住の自治体との協議により保育料の取扱いを決定する予定です。

6 休所期間の考え方について

休所期間は原則二か月間を限度としておりますが、3月10日から5月6日まで登園自粛にご協力いただいていることを鑑み、登園自粛期間を除く二か月を超える休所をされる場合には「退所」という取り扱いと致します。

そのため、登園自粛期間における休所届の提出は原則不要と致します。ただし、登園自粛期間を除く一か月以上の休所をされる場合、又は児童の病気・入院及び里帰り出産による休所をされる場合には、休所届を保育施設に提出してください。

例		
	4月1日から5月6日まで休所	→ 登園自粛期間の休所のため休所届の提出は不要
	4月1日から6月6日まで休所	→ 登園自粛期間を除く休所期間が一か月以上のため休所届の提出が必要
	4月1日から8月10日まで休所	→ 登園自粛期間を除く休所期間が二か月以上のため退所

7 下のお子さまの育児休業取得可能期間について

上のお子さまが認可保育施設に在所している場合の下のお子さまの育児休業取得可能期間につきまして、下表のとおり取り扱いと致します。

		育児休業取得可能期間
原則		下のお子さまが1歳に達する年度の翌年度4月末まで
特例措置	延長	下のお子さまが1歳に達する年度の翌年度5月末まで
	再延長	下のお子さまが1歳に達する年度の翌年度6月末まで

※「特例措置」の適用を受けるにあたり保護者の方の手続きは特に必要ありません。

以 上

問合せ先

目黒区子育て支援部保育課保育施設運営係

電話：03-5722-8722

目黒区子育て支援部保育課保育施設利用係

電話：03-5722-9868～9